

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

武蔵野都市計画道路 3・4・3号高井戸小平線

2 理由

武蔵野都市計画道路3・4・3号高井戸小平線（以下「高井戸小平線」という。）は、武蔵野市吉祥寺南町三丁目を起点とし、武蔵野市関前五丁目を終点とする、延長約4.8キロメートルの路線である。

高井戸小平線のうち、武蔵野市西久保一丁目から武蔵野市西久保二丁目までの約710メートルの区間は、令和元年11月に東京都、特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、概成道路となっている区間を対象とし、都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号。以下「道路構造条例」という。）等により、現道の幅員について、地域の実情を踏まえた評価を行った。

その結果、現道の幅員は道路構造条例等の基準を満たし、評価幅員以上であること等が確認できたため、現道の区域に合わせる都市計画変更を行う。

このため、高井戸小平線の一部幅員、一部区域を変更するとともに、全線で車線の数を2車線に決定する。